

【集団指導に係る提出書類一覧】

集団指導当日に、下記書類を持参・ご提出ください。

No	添付書類
1	☐ ＜居宅訪問型保育＞法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の指導基準等に係るチェックシート 電子データを希望される方は、県ホームページからダウンロードください。
2	☐ 有資格者に関する書類 保育士資格証、看護師の資格証、所定の研修修了証*の写し * 居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と 1 日以上 の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。
3	☐ 直近の保育従事者の健康診断の結果 食事の提供を行う場合は、毎月の検便結果を併せて提出（直近 12 ヶ月分）
4	☐ 賠償責任保険等に関する書類 直近の有効な契約証明書等を提出
5	☐ 保育に従事する者に関する研修の受講歴がわかる資料（修了証の写し等） 自主点検表「第5 保育の内容 - 2 保育に従事する者の保育姿勢等」関連
6	☐ 救命処置等に関する実技講習受講歴がわかる資料（修了証の写し等） 自主点検表「第7 健康管理・安全確保 - 5 安全確保」関連
7	☐ 居宅訪問型保育事業者安全計画 自主点検表「第7 健康管理・安全確保 - 5 安全確保」関連 設備等の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画
8	☐ 各種マニュアル等 上記6の居宅訪問型保育事業者安全計画に基づく各種マニュアル（重大事故防止マニュアル、災害時マニュアル、救急対応時マニュアル等）
9	☐ サービス提示に関する書類
10	☐ 利用契約書（ひな形）

【書類提出に係るよくある質問】

Q 1 提出する書類は、原本が必要ですか。

A 1 写しで結構です。

Q 2 居宅訪問型保育事業者安全計画とはどのようなものですか。

A 2 設備等の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動など、安全に関する事項についての計画となります。

県のホームページ（集団指導のページ / 右 QR コード）に保育安全計画の参考様式を掲載しておりますので、参考にしてください。

Q 3 保育安全計画は、毎年度作成する必要があるのでしょうか。

A 3 はい。毎年度、内容を見直して作成してください。

Q 4 サービス提示の記載例を教えてください。

A 4 県のホームページ（集団指導のページ）にサービス提示記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。

Q 5 書類提出を、集団指導終了後（1か月以内）から、集団指導当日に変更したのはなぜですか。

A 5 提出期限を経過しても提出いただけない事業者が多く、催促の連絡などに時間をよしているため、今年度から集団指導当日に持参いただきます。

Q 6 チェックリスト等提出書類は、集団指導当日に提出してもよいですか。

A 6 はい。書類が整っている場合は、集団指導当日（研修会終了後）に提出いただいても大丈夫です。

Q 7 集団指導後の流れを知りたい。

A 7 概ね以下のとおりの流れとなります。

